

鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令（平成二十五年厚生労働省令第六十二号）
（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 （施行期日） 1 （略） （この省令の失効） 2 この省令は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。</p>	<p>附則 （施行期日） 1 （略） （この省令の失効） 2 この省令は、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失う。</p>